

第3回建設検討委員会の意見に対する報告

1. 第3回建設検討委員会でのご意見

第3回建設検討委員会でいただいたご意見を表1に示す。また、ご意見に対する調査結果等を次頁以降、資料2及び資料3にまとめる。

表1 第3回建設検討委員会でのご意見

No	ご意見	対応
1	【資料2 その他処理施設の整備方針について】 資源化すべきプラスチック類の量を把握するためには、不燃ごみに含まれるプラスチック類だけでは不十分である。可燃ごみに含まれるプラスチック類も課題であると考える。	本資料の「2.可燃ごみ中に含まれるプラスチック類について」で説明する。
2	【資料2 その他処理施設の整備方針について】 プラスチック資源循環戦略のマイルストーンの目標に対して、新たなごみ処理施設における考え方を示すべきである。	本資料の「3.プラスチック資源循環戦略のマイルストーンに関して」で説明する。
3	【資料2 その他処理施設の整備方針について】 現行施設で不燃ごみ処理していない理由は何か。	現行施設においても粗大ごみに分類されている不燃性のものは処理を行っている。
4	【資料3 補助的な処理施設の整備方針について】 剪定枝堆肥化施設について、他自治体にヒアリングを行い、現状を調査されてはいかがか。	資料2で説明する。
5	【資料3 補助的な処理施設の整備方針について】 剪定枝の事業系、家庭系の排出割合は分かるか。また、家庭系の剪定枝には草も含まれているか。	事業系の埼玉中部環境センターへの搬入実績は、過去5年平均で約750t/年である。なお、家庭系の搬入実績は把握できていない。
6	【資料3 補助的な処理施設の整備方針について】 剪定枝の民間委託処理の可能性を確認したい。	資料2で説明する。
7	【資料3 補助的な処理施設の整備方針について】 BDFにおいて、事業系の油は再利用可能と考えるが、家庭系のリサイクルルートも確立していると言えるのか。	現状、鴻巣市・北本市において、一般家庭から出る廃食用油を公民館等において拠点回収をしており、有価で民間事業者へ売却され再資源化が行われているため、リサイクルルートが確立されていると整理した。
8	【資料3 補助的な処理施設の整備方針について】 トンネルコンポストについて、三豊市では主要な施設として整備しているが、可燃ごみの減量を目的として、ハイブリッド的に整備することはどうか。	資料2で説明する。
9	【資料3 補助的な処理施設の整備方針について】 整備方針検討結果を再考してほしい。	資料2で整備方針の有無を示した。
10	【資料4 処理方式の二次選定について】 環境学習内容について量の観点ではなく、中身が重要であるため再検討してほしい。	資料3で説明する。

2. 可燃ごみ中に含まれるプラスチック類について

第2回建設検討委員会において、資料1の14ページ、表17で「可燃ごみ処理施設の計画ごみ質」を示した。

当該表に記載の物理組成は、平成30年度から令和4年度の過去5年間の平均値を用いて算出したもので、このうち、「紙・布類」の中の合成繊維及び「ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革」が可燃ごみに混入しているプラスチック類に該当する。

この物理組成の割合をもとに、平成30年度から令和4年度の過去5年間の可燃ごみ排出量の平均値に基づいてその量を算出したところ、図1のとおりとなった。なお、紙・布類に含まれる合成繊維の割合については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(ver.4.9)」（令和5年4月、環境省・経済産業省）に示された値を用いて算出した。

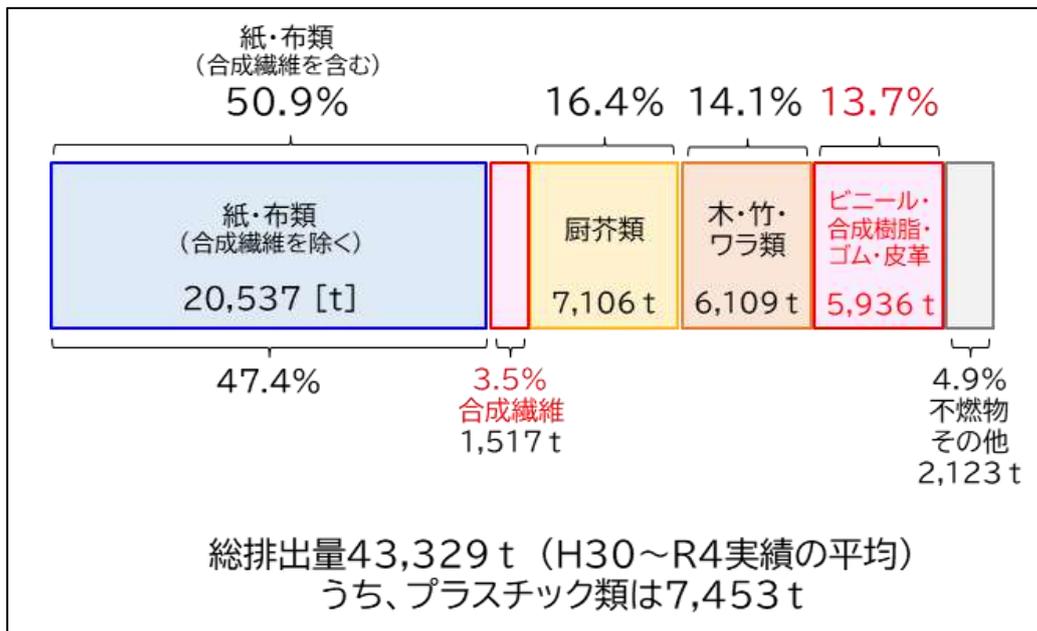


図1 可燃ごみの物理組成及び各排出量(平成30年度から令和4年度における平均)

プラスチック類も含め、一般廃棄物の処理に当たっては、「ごみをいかに適切に分別回収するか」、「集めたごみをいかに適切に処理するか」が重要となる。

建設検討委員会への諮問事項である施設整備基本計画の策定においては、現状を踏まえて適切な処理を行えるよう施設整備方針を検討していただくものだが、可燃ごみに含まれるプラスチック類は「循環型社会」及び「脱炭素社会」を目指すうえで重要な課題であると考えられるので、引き続き、構成市町とともに適切な分別回収・周知啓発を行い、可燃ごみ等への再資源化可能なプラスチック類の混入を減らしていくことを一緒に目指していく。

3. プラスチック資源循環戦略のマイルストーンに関して

令和元年5月、政府は、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化の幅広い課題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月 31 日消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）を策定し、3R + Renewable の基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。ここで掲げられた6つのマイルストーンは以下のとおりである。（詳細は別添参考資料を参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制②2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに③2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル④2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース・リサイクル等により、有効利用⑤2030 年までに再生利用を倍増⑥2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入 |
|---|

この6つのマイルストーンのうち、市区町村(組合含む)が『一般廃棄物の処理』の観点で関係するものとして③と④が挙げられる。

(1) ③に掲げられた目標について

③の「容器包装の 6 割をリユース・リサイクル」という目標は、家庭からの排出だけではなく、事業所等からの排出も含んだ**社会全体として目指すべき方向性**となっている。次ページの図2にプラスチック製容器包装のリサイクルの流れを示す。

現状において、構成市町ではそれぞれ容器包装リサイクル法に基づき、分別回収及び容器包装リサイクル協会にお渡しすることでの再資源化を行っている。

したがって、新たなごみ処理施設整備にあたっては、引き続きこのルートでの再資源化を進めていく。



プラスチック製容器包装



図2 プラスチック製容器包装のリサイクルの流れ((公財)日本容器包装リサイクル協会ホームページから引用)

(2) ④に掲げられた目標について

④の「使用済みプラスチックを 100%リユース・リサイクル等により、有効利用」という目標も、③と同様に社会全体として目指すべき方向性である。次ページの図3にプラスチックのマテリアルフロー(製造・加工から排出・処理処分までの流れ)を示す。

現状においては、先述のとおり、容器包装プラスチックについては既に再資源化に取り組んでいるため、組合及び構成市町として、今後はその他の使用済みプラスチック製品(いわゆる製品プラ・硬質プラなど)の再資源化を目指してしていく必要がある。

したがって、新たなごみ処理施設整備にあたっては、プラスチック資源循環戦略を踏まえて施行されたプラスチック資源循環促進法に基づいて、使用済みプラスチック製品の再資源化を進めていく。



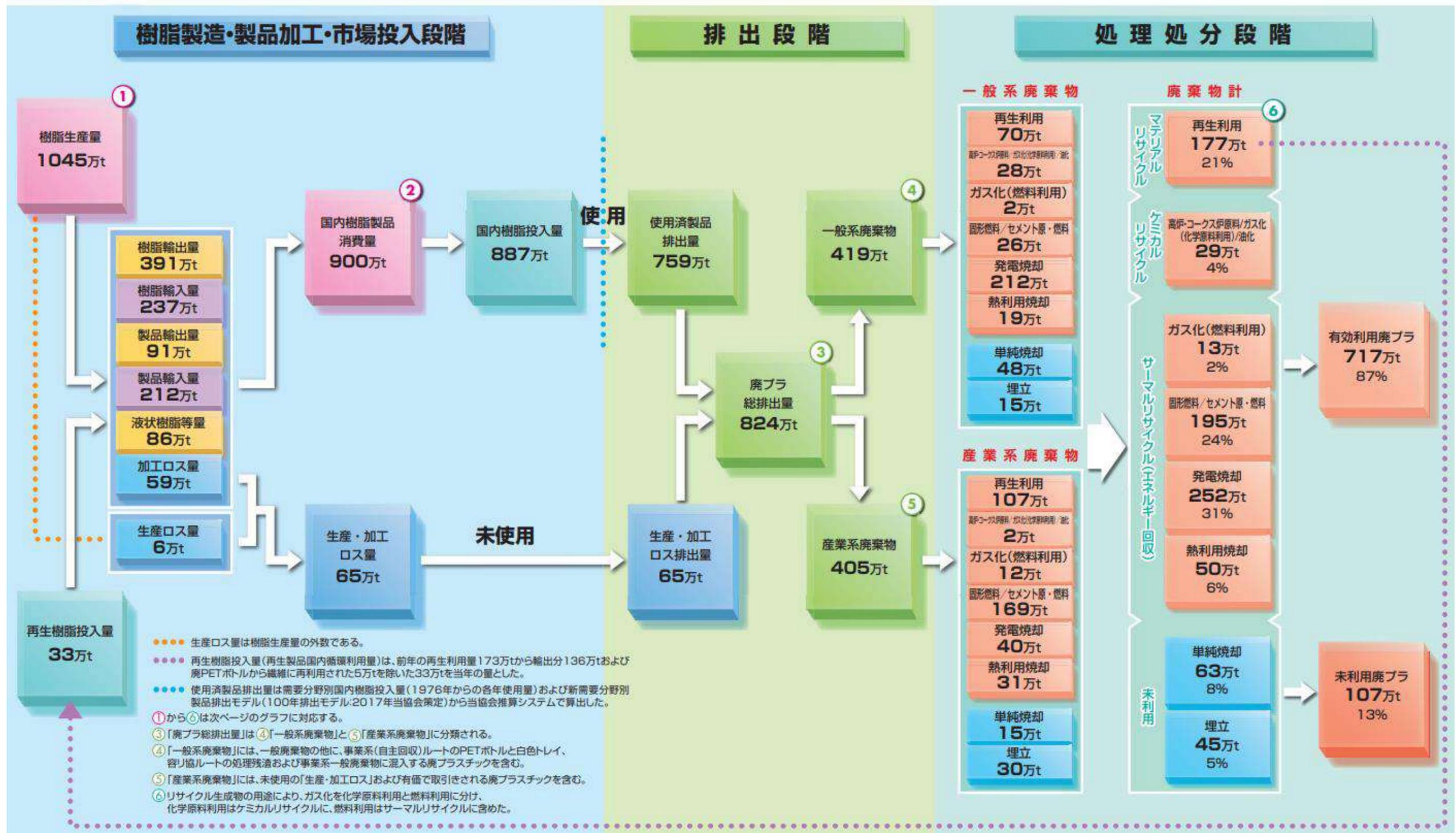
2021年

プラスチックのマテリアルフロー図 (プラスチック製品・廃棄物・再資源化フロー図)



一般社団法人 プラスチック循環利用協会

※当協会で行う「プラスチック」には、合成ゴム、合成繊維、塗料・接着剤等の液状樹脂は含まれていない。



※四捨五入による数値の不一致は一部存在する。

図3 プラスチックのマテリアルフロー((一社)プラスチック循環利用協会ホームページから引用)

●プラスチック資源循環戦略（概要） 2019年5月31日策定

重点戦略	基本原則：「3R+Renewable」	マイルストーン
リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進 	〈リデュース〉 ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル 漁具等の陸域回収徹底 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム 	〈リユース・リサイクル〉 ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
再生材バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> 利用ポテンシャル向上(技術革新・インフラ整備支援) 需要喚起策(政府率先調達(グリーン購入)、利用インセンティブ措置等) 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 	〈再生利用・バイオマスプラスチック〉 ⑤ 2030年までに再生利用を倍増 ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
海洋プラスチック対策	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと(海洋プラスチックゼロエミッション)を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 海岸漂着物等の回収処理 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラップ製品のマイクロビーズ削減徹底等) 代替イノベーションの推進 	
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> 途上国における実効性のある対策支援(我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開) 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築(海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等) 	
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 社会システム確立(ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築) 技術開発(再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション) 調査研究(マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策) 連携協働(各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開) 資源循環関連産業の振興 情報基盤(ESG投資、エシカル消費) 海外展開基盤 	

- アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出⇒持続可能な発展に貢献
- 国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション(技術・消費者のライフスタイル)を促進

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」(経済産業省・環境省)から抜粋